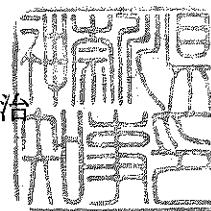


水 第 1 8 1 5 号
令和 3 年 11 月 18 日

神奈川海区漁業調整委員会会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量
について（諮問）

のことについて、漁業法第16条第1項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。



まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年1月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分する数量 |
|-----------|--------|
| 神奈川県まあじ漁業 | 現行水準 |

第二 まいわし

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分する数量 |
|------------|--------|
| 神奈川県まいわし漁業 | 現行水準 |

資料3-2

3水管第2072号
令和3年11月18日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

| 特定水産資源 | 定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン） | 基本シェア（%） | 現行水準の場合の目安数量（トン） |
|----------------|-------------------------|----------|------------------|
| さんま | | 0.00% | |
| まあじ | 現行水準 | 0.51% | 638 |
| まいわし 太平洋系群 | 現行水準 | 0.29% | 1,835 |
| まいわし 対馬暖流系群 | | | |

（注記）基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない



漁業法（抜粋）

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第3項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第3項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。